議案第５９号

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

（市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正）

第１条　市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和４５年朝霞市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の２３２．５」を「１００分の２３７．５」に改める。

第２条　市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「９３万９，０００円」を「９９万５，０００円」に改め、同条第２号中「７９万５，０００円」を「８４万２，０００円」に改める。

第６条第２項中「１００分の２３７．５」を「１００分の２３５」に改める。

（議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第３条　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和４５年朝霞市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「４７万７，０００円」を「５０万５，０００円」に改め、同条第２号中「４１万６，０００円」を「４４万円」に改め、同条第３号及び第４号中「４０万４，０００円」を「４２万８，０００円」に改め、同条第５号中「３９万３，０００円」を「４１万６，０００円」に改める。

（教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第４条　教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和４５年朝霞市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の２３２．５」を「１００分の２３７．５」に改める。

第５条　教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第３条中「７２万９，０００円」を「７７万２，０００円」に改める。

第６条第２項中「１００分の２３７．５」を「１００分の２３５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条、第３条及び第５条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例（以下

「改正後の市長等の給与条例」という。）及び第４条の規定による改正後の教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の教育長の給与条例」という。）の規定は、令和８年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の市長等の給与条例又は改正後の教育長の給与条例の規定を適用する場合においては、令和８年１２月１日から公布の日の前日までに改正前の市長及び副市長の給与等に関する条例又は教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定により支払われた期末手当は、改正後の市長等の給与条例又は改正後の教育長の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和８年１１月２７日提出

朝霞市長　松下　昌代